亀岡市公告第１１９号

亀岡市篠町篠インター土地区画整理事業の事業計画（変更）を土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第３９条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）第３条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画（都市計画に定められた事項を除く。）に意見のある利害関係者は、令和８年１２月２２日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和８年１１月２０日

亀岡市長　桂　川　孝　裕

記

１　事業の名称

亀岡市篠町篠インター土地区画整理事業

２　施行者の名称

亀岡市篠町篠インター土地区画整理組合

３　施行地区の区域

亀岡市篠町篠芦原、篠町篠上長尾、篠町篠下長尾、篠町篠鍋倉、篠町篠牧田、篠町篠松ケ池の各一部

４　縦覧期間

令和８年１１月２４日から令和８年１２月８日まで

５　縦覧時間

午前９時００分から午後４時３０分まで

６　縦覧場所

亀岡市安町野々神８番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課